## 海域レジャー事業に関する海面利用協定書

北谷町漁業協同組合を甲とし、〇〇〇〇〇〇を乙として、海域レジャー事業に関する海面利 用協定書(以下「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が有する漁業権(共同第14号漁業権)漁場の海面利用に関し、甲組合員が行う漁業と乙が行うダイビング事業との調整を行う為に、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本協定の締結に参加できる対象者は以下の条件を満たさなければならない。
  - 1. 町内に事業所を有する者。
  - 2. 沖縄県公安委員会へ事業所登録されていること。
  - 3. 賠償責任保険に加入していること。
  - 4. 船舶保有者はヨット・モーターボート総合保険や漁船保険等に加入していること。
  - 5. 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者でないこと。
  - 6. 暴力団及び暴力団関係者でないこと。

(区域)

第3条 甲は、漁業権漁場内の海域に、海域レジャー区域を細則にある別紙海域のとおり設定する。

(利用範囲)

- - 2. 乙は、設定された海域レジャー区域以外での海域レジャー事業を実施する場合は この限りではない。ただし、天候や海洋状況等により設定された海域レジャー区 域を利用できない場合、甲の承諾の上、他の海域を利用できるものとする。

(料金徴収)

- 第5条 乙は、漁業権漁場内において、海域レジャー事業の実地及び海域レジャー区域の設定 に関し、海域レジャー客1名につき、下記のとおり漁業に対する環境保全協力金を甲 に支払うものとする。
  - 1.海域レジャー事業参加者に対して、1名につき1日あたり200円とする。
  - 2. 環境保全協力金の支払いは、甲が発行した「環境保全協力券もしくは協定ベルト」を購入し、海域レジャー事業を実施する時に携帯もしくは表示する。
  - 3. 環境保全協力金の使途については、甲が使い道を決定しそれを協力会に報告する。
  - 4. 甲は、年一回の利用料金の収入と活動支出の決算を行い、組合監査を受けたのち 残高についても協力会に報告しなければならない。

(使途)

- 第6条 甲は、第6条にもとづき乙から徴収した環境保全協力金は、以下の活動に充てるものとする。
  - 1. 甲が有する漁業権(共同第14号漁業権)漁場の水産資源及び漁業振興費。
  - 2. 本協定第3条に定める別紙海域におけるブイの設置、オニヒトデの駆除、サンゴの再生活動、海岸海中清掃活動。
  - 3. 本協定第3条に定める別紙海域の海洋資源の保護及びモニタリング活動。
  - 4. 甲が、本協定第11条で行う管理監督業務。
  - 5. その他、甲が本協定第3条に定める別紙海域を維持するために行う業務。

(交付)

第7条 甲は、本協定締結の証として、「環境保全協力旗」もしくは「協定ステッカー」を乙に 交付する。

(表示)

第8条 乙は、甲より交付された「環境保全協力旗」もしくは「協定ステッカー」を外部から 確認できるように表示する。

(ブイ)

- 第9条 甲は漁業権場内に海域レジャー区域を示すブイを設置する。
  - 1. ブイの日常管理は、甲、乙協議の上,甲が指定した業者に維持管理を委託できるものとする。

(管理監督)

- 第10条甲は、本協定第3条に定める別紙海域における、乙の海域レジャー事業に対し、次の 管理監督業務を行う。
  - 1. 海域レジャーエリアに設置したブイの管理及びブイの増設設置に伴う日常的管理 義務。
  - 2. 海域レジャー事業における監視業務
  - 3. 海域レジャー事業における利用調整業務。
  - 4. 海域レジャー事業による水産動植物の密漁に対する監視業務。
  - 5. 漁場荒らしの監視活動。
  - 6. 海域レジャー事業におけるトラブルの監視業務。
  - 7. 海面利用協定細則 (別紙) に定める事項に関する監視業務。
- 第11条本協定第3条における別紙海域の、海岸及び海中の清掃活動や各種イベントをおこな う場合は、乙は甲と協力し同活動に積極的に参加する。
- 第12条本協定に定めない罰則規定や本協定を円滑に運営するための規定は、別に定める海域 レジャー事業に関する海面利用協定書細則(以下「細則」という)において規定する。
- 第13条本協定及び細則の解釈に疑問が生じた時、又は定めない事項については、甲、乙の協議の上その解決にあたる。

- 第14条本協定の有効期限を1年とする。ただし、期限満了にあたり甲乙いずれかによる異議申し立てがない場合は、本協定の有効期限を1年間延長することができる。
- 第15条甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。
- 第16条本協定の締結を証するため、本証2通を作成し、甲・乙それぞれ署名捺印し、各自その1通を保有する。
- 第17条本協定書に変更が生じた時は、甲と乙との協議の上変更することができる。

平成18年 月 日

(甲) 沖縄県中頭郡北谷町字港4番地 北谷町漁業協同組合 代表理事組合長 座喜味 盛康

 (乙) 沖縄県中頭郡北谷町字〇〇〇〇〇〇〇

 ダイビングショップ〇〇〇

 代表
 〇〇